○久喜市健康増進・食育推進会議条例

平成２９年３月２２日

条例第１５号

改正　平成３０年１２月２５日条例第３７号

（設置）

第１条　市民の健康の増進及び食育の推進を図るため、久喜市健康増進・食育推進会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第８条第２項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法（平成１７年法律第６３号）第１８条第１項に規定する市町村食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、健康の増進及び食育の推進に関する必要な調査及び審議を行い、健康の増進及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第３条　会議は、委員２０人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　公募による市民

（２）　健康の増進及び食育の推進に関する関係団体に属する者

（３）　教育に関する関係団体に属する者

（４）　保健医療に関する関係団体に属する者

（５）　農業及び商工業に関する関係団体に属する者

（６）　学識経験を有する者

（委員の任期等）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第６条　会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第８条　会長は、健康の増進及び食育の推進のため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　会議の庶務は、健康・子ども未来部健康医療課において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（久喜市健康づくり推進会議条例及び久喜市食育推進会議条例の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　久喜市健康づくり推進会議条例（平成２２年久喜市条例第２４７号）

（２）　久喜市食育推進会議条例（平成２２年久喜市条例第２４８号）

附　則（平成３０年１２月２５日条例第３７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。